

**愛顔の消防団担い手確保プロジェクト
消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

この要領は、「愛顔の消防団担い手確保プロジェクト消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 委託業務の概要

- 1 業務名
愛顔の消防団担い手確保プロジェクト
消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務
- 2 業務内容
別添「愛顔の消防団担い手確保プロジェクト 消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 履行期間
契約締結した日から令和9年3月31日(水)まで
- 4 委託契約金額の上限
5,328,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第2 公募型プロポーザルへの参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）参加者は、次の要件を満たす者とする。

- 1 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- 2 令和8・9・10年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること（もしくは契約の締結までに登録が予定されていること）。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 4 参加申込書の提出期限の日から業務予定者選定までの間に、愛媛県知事の行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- 7 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手の不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

第3 プロポーザル実施に係るスケジュール

令和8年

- 7月15日（水） 公告（ホームページ公開）、企画提案募集開始
- 7月23日（木） 企画提案参加申込書、企画提案質問書の提出期限
- 7月24日（金） 参加資格の確認結果通知
- 7月28日（火） 質問への回答期限
- 7月31日（金） 辞退届の提出期限
- 8月3日（月） 企画提案書等の提出期限
- 8月4日（火） 書類審査 ※5社未満の場合は書類審査省略
- 8月6日（木） 委託業務事業者選定審査会（プレゼンテーション）

《場所：愛媛県庁第一別館3階 災害対策室サブスペース》

第4 プロポーザルの手続き

1 担当窓口

愛媛県県民環境部防災局 消防防災安全課 消防係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2316 F A X 番号：089-941-0119

メールアドレス：syouboubousa@pref.ehime.lg.jp

※電話による問い合わせ及び書面の提出は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

2 質問の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次のとおり受け付ける。

(1) 提出期限

令和8年7月23日（木） 午後5時（必着）

(2) 提出場所

上記1の担当窓口

(3) 提出方法

質問書（様式1）を電子メールにより送付

【送付先アドレス】 syouboubousa@pref.ehime.lg.jp

※件名を「愛顔の消防団担い手確保プロジェクト 消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務に関する質問」とし、送信後、上記1の担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページに掲載する。

(5) 掲載期日

令和8年7月28日(火)

3 参加申込みの受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月23日(木) 午後5時(必着)

(2) 提出場所

上記1の担当窓口

(3) 提出物

ア 参加申込書(様式2)

イ 法人・団体の概要書(様式3)

(4) 提出方法

持参、電子メール又は郵送(書留)とする。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(5) 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出すること。

4 参加資格の確認

参加申込書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。

ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(1) 結果通知日

令和8年7月24日(金)

(2) 通知方法

参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

5 企画提案書の作成

企画提案書は、1者1提案のみとし、第1の4の委託契約金額の上限を超えたものは、審査の対象とはならない。

記述は、できる限り平易な表現(図表等を含む)を用いるとともに、用紙はA4判(縦書き、横書き、左綴じ)を基本として、次の点に留意して作成のこと。

企画提案書には表紙、目次を付けること。

①業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たって行程及び作業手順、基本的な取組方針等について記載すること。

②構成案

ア PR動画の構成案を作成すること

イ トレーディングカードの構成案を作成すること

ウ 小学校訪問の概要

エ 消防団魅力発信イベントの概要

③事業者の同種業務の請負実績

おおむね5年間に、国や地方自治体等から請け負った同種業務の主要な実績を記載すること。(新しいものから5件まで)

④作成体制

作成体制、人員、外部委託する場合はその委託先、担当する業務内容等について記載すること。

⑤見積書

見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など、内訳を詳細に記載すること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

6 企画提案書の提出

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月3日(月) 午後5時(必着)

(2) 提出場所

上記1の担当窓口

(3) 提出物

企画提案書(様式6)(正本1部、副本5部)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留)とする。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 企画提案書の取扱い

(1) 提出期限後において、提出書類の変更、差替え、再提出は認めない(審査に影響を与えない軽微なものを除く)。

(2) 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。

(3) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 提案を取り下げる場合は、取下げ願い(様式7)を提出すること。なお、提出期限後から業務予定者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下げ願いを提出するものとする。また、取下げ願いの提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(3) その他、企画提案に関する条件に違反した提案

第5 業務予定者の選定方法等に関する事項

1 業務予定者の選定方法

- (1) 別添「愛顔の消防団担い手確保プロジェクト 消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- (2) 審査は、別途設置する選定委員会において行う。
- (3) 審査は、書面及びプレゼンテーションによる審査とする。ただし、応募者が一者であった場合、プレゼンテーションを省略し、書面のみの審査とする場合がある。
- (4) 審査結果によっては、いずれの参加者も業務予定者に選定しないことがある。

2 プロポーザル審査会

(1) 日時

令和8年8月6日(木) 14時から15時半まで

(2) 場所

愛媛県庁第一別館3階 災害対策室サブスペース

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは10分を目安とする。

イ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑に応答すること。

ウ その他、詳細は別途参加者に通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、上記第4の3参加申込みの受付順とする。

(4) 注意事項

ア 説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を審査会当日までに6部提出すること。

イ パソコンや映像機器など、プレゼンテーションに必要な機材等を使用する場合は参加者が用意すること。

ウ 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。

(ア) 期間

プロポーザル審査会の前日まで

(イ) 方法

参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

エ 審査会への出席者は、事前に報告すること。

オ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

カ 審査会は非公開とする。

第6 業務予定者の選定

1 審査方法

- (1) 別途設置する選定委員会において、別添「愛顔の消防団担い手確保プロジェ

クト 消防団への入団促進に向けたPR活動委託業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

(2) 選定委員会は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、企画提案書を採点する。

(3) 選定委員会は、新增沢方式により審査順位を決定し、第一位の者を業務予定者とする。

(4) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務予定者として選定する。審査得点が6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

2 審査結果等

審査結果は、審査後速やかに参加者あて通知するとともに、参加者数、業務予定者の名称等をホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

第7 契約

1 契約締結の協議

上記第6により選定された業務予定者と契約締結の協議を行う。

2 協議内容

提出された企画提案書を参考に協議を行う。協議では、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、協議後の企画提案書は、契約時の仕様書の一部として取り扱う場合がある。

なお、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

3 契約の締結

(1) 協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務契約を締結する。

(2) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

(3) 選定された場合に電子契約を希望する場合は、見積書提出期限までに電子メール（syouboubousa@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

(4) 契約者が契約相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

4 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

5 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

第8 公正な企画提案の確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- 4 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第9 個人情報の取扱い

受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

第10 その他

- 1 提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- 2 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- 3 プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- 4 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- 5 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- 6 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- 7 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。